第五号様式（第九条関係）（日本工業規格A列4番）

鉄道財団目録

事業者名

線路

区間	本線					側線
	単線	複線	三線	四線	五線以上	
	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル

土地

所在地	地番	地目	面積	使用種類
			平方メートル	

備考　1　線路起点側より線路キロ程の順を追って一筆ごとに記載すること。
　　2　使用種類欄には、線路用、何々停車場用、何々工場用、舎宅用等主なものの使用種類を記載すること。

地上権、賃借権、地役権

所在	地番	地目	面積	使用種類	期限	権利種別
			平方メートル	〃		

備考　線路起点側より線路キロ程の順を追って一筆ごとに記載すること。

橋りょう

径間3.66メートル以上のもの

名称	キロ程
	キロメートル

径間1メートル以上3.66メートル未満のもの

区間	箇所
	箇所

備考　キロ程欄には、起点名を付記すること。

トンネル

名称	キロ程
	キロメートル

備考　キロ程欄には、起点名を付記すること。

電線

種類	区間	延長	所属器具機械
		キロメートル	

備考　1　電線は、電車線、き電線、送電線、配電線、通信線等の種類別に分類して記載すること。
　　2　所属器具機械は、主なものを掲げ、それ以外のものは「その他一切」と記載すること。

建物その他工作物

種類	内容	所在地	所属器具機械

備考　1　建物その他工作物は、停車場、信号所、踏切、工場、倉庫、発電所、変電所、配電所、事務所、舎宅、給水場等主なものを掲げ、種類を追って記載すること。
　　2　内容欄には、停車場建物、プラットホーム等種類欄に記載した建物又は工作物を構成する物件を一棟又は一個ごとに記載すること。
　　3　所属器具機械は、主なものを掲げ、それ以外のものは「その他一切」と記載すること。

車両

種類	記号番号	車両数	所属器具機械
		両	

備考　1　車両は、機関車（電気、内燃、蒸気）、旅客車（電車、内燃動車、客車）、貨物車（電車、貨車、荷物車）等の種類別に分類して記載すること。
　　2　所属器具機械は、主なものを掲げ、それ以外のものは「その他一切」と記載すること。

保線に要する材料及び器具機械

備考　主なものを掲げ、それ以外のものは「その他一切」と記載すること。